

朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討 (2)

—建陽元年咸鏡南道端川郡新満面戸籍—

山内民博

はじめに

1896年(建陽元年)9月、従来の朝鮮の戸籍制度を大幅にあらためた戸口調査規則と戸口調査細則が制定・施行され、それにもとづいた戸籍が大韓帝国末の民籍法施行(1909年、隆熙3年)まで作成された。この時期の戸籍は、旧来の戸籍(旧式戸籍)に対し新式戸籍、あるいは主たる作成時期の年号をとって光武戸籍と呼ばれる。

同一年度の戸籍表・統表・僧籍が残る忠清南道泰安郡の新式戸籍関連資料を検討した第1編につづき、本稿では半島北東部、咸鏡道地域の戸籍をとりあげる。咸鏡道は18世紀後半の戸口統計において1戸あたりの平均口数が他道に比べ際立って多い地域として知られている。すなわち、1789年(正祖13年)の戸口数を収録した『戸口総数』から算出される全国の1戸あたり平均口数は4.3口、咸鏡道をのぞく各道が3.8口から4.4口の分布であるのに対し、咸鏡道の1戸あたり口数は5.6口にのぼるのである。咸鏡道地域の旧式戸籍大帳は現存していないためその戸口の内実は不明であるが、戸口把握の方式あるいは居住慣行などにおいて何らか他地域との相違のあったことが予想される。では、『戸口総数』にみられる地域差は新式戸籍においても存在したのであろうか。咸鏡道地域(咸鏡南道・咸鏡北道)の新式戸籍関連資料は9冊程度が残るが、ここ

-
- (1) 建陽元年勅令第61号 戸口調査規則(建陽元年9月1日頒布・施行、『官報』第420号、建陽元年9月4日付)、建陽元年内部令第8号 戸口調査細則(建陽元年9月3日発令、『官報』第423号、建陽元年9月8日付)。
 - (2) 山内民博「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(1) —忠清南道泰安郡新式戸籍関連資料—」『資料学研究』8号、2011年。
 - (3) 楊普景「『戸口総数』解題」(『戸口総数』ソウル大学校奎章閣、1996年)。

ではその中から新式初年、1896年（建陽元年）の戸籍である咸鏡南道端川郡新満面の戸籍を選び、上記の問題を中心に戸口記載の特徴を分析してみたい。⁽⁴⁾

1 咸鏡南道端川郡新満面戸籍の概要

本資料の表紙には中央に「建陽元年十二月日」、左端に「咸鏡南道端川郡戸籍」と記され、このほか「内部」、「新満面」という記載がある。綴じ込まれている各戸籍表にも「咸鏡南道 端川郡」、「新満面」、「建陽元年十二月日」の記載があり、本資料が建陽元年（1896年）12月に作成された咸鏡南道端川郡戸籍のうち新満面のものであることを示している。以下、『端川郡新満面戸籍』と称する。⁽⁵⁾

ところで、端川郡には当時9面があったが、現在、確認されている端川郡の新式戸籍関係資料は、この『端川郡新満面戸籍』が唯一のものである。新式戸籍は戸主の提出した戸籍表を各府牧郡において編冊した1部と、それを謄書した2部の合計3部がつけられた。建陽元年9月に頒布された戸口調査規則には、各府牧郡は毎年1月のうちに戸籍を編冊・謄写して2月中に各道觀察府に送り、各道觀察府では4月中に戸籍を管轄する内部に送付、内部では5月中に全国の戸籍と統表をまとめ、その結果を上奏すると定められていた。⁽⁶⁾ 建陽元年12月と記された本資料は上記規定よりもやや早い⁽⁷⁾が、戸口調査規則にもとづく

(4) 分析にあたり、以下の他地域に関する新式戸籍事例研究を参照した。吉田光男「戸籍から見た二〇世紀初頭ソウルの「人」と「家」—京都大学所蔵「漢城府戸籍」の基礎的分析—『朝鮮学報』147、1993年（吉田光男『近世ソウル都市社会研究—漢城の街と住民—』[草風館、2009年]に改稿収録。以下、引用は同書による）。呉星「19世紀末仁川港의 戸斗 戸主—光武戸籍의 検討—」『歴史学報』131、1991年（呉星『韓国近代商業都市研究』[国学資料院、1998年]に収録。以下、引用は同書による）。呉星「韓末開城地方의 戸의 構成実態—人口斗 家屋을 中心으로—」『省谷論叢』23、1992年（呉星前掲『韓国近代商業都市研究』に収録。以下、引用は同書による）、山内民博前掲「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討（1）—忠清南道泰安郡新式戸籍関連資料—」。

(5) 本戸籍は京都大学総合博物館の所蔵である。東洋文庫東北アジア研究班（朝鮮）編『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』（東洋文庫、2004年）314ページに解題がある。

(6) 『関北邑誌』所収「咸鏡南道端川府邑誌」里社条（1894年頃編、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵、影印：『邑誌十三 咸鏡道』亜細亜文化社、1986年）。

(7) 戸口調査規則、第3条。

最初の戸口調査により作成されたものということになる。また、表紙に「内部」とあることからみて、咸鏡南道觀察府を経て戸籍を管轄する内部に提出されたものなのであろう。戸籍表は戸主が提出した原本ではなく、謄書されたものである。

戸籍表の様式は「戸口調査細則」に載せられた「戸籍式様」に忠実であり、冒頭の戸籍表を示すとおよそ図1となる。上端に「咸鏡南道 端川郡」、その下段に「新満面 新洞里」、左端に「建陽元年十二月日 端川郡守洪鍾厚」とあって、表紙の記載と一致する。面・里名の左には10戸を1統に作続した統番号と統内戸番号が、右端には戸籍表の通番号が載せられる。「二千九百四号」からはじまっていることからみて、戸籍表番号は端川郡全体の通番なのであろう。作続は里ごとにおこなわれ、統番号は各里第1統からはじまっている。

戸主は姓名・年齢・本貫・職業・四祖が通例どおり記されている。同居親属については男性は名と年齢を記載し、既婚の女性は姓と本貫のみを載せて年齢を記していない。2904号戸籍表に戸主の妻は

咸鏡南道 端川郡													
新洞里 新満面										戸籍表		第二千九百四	
第一洞 第一統 第一戸										高基豊			號
建陽元年十二月日	外祖	曾祖	祖	生父	父	主戸		高基豊		年六十一	本齊州	號	
	本善山	金光澤	昌云	明春		道允							
	同居親属										年六十一	本齊州	號
	弟漢鳳年四十四	弟辰平年四十八	弟仁平年五十二	弟萬平年五十七	子興俊年二十三								
	嫂崔氏本全州	嫂姜氏本晋州	嫂林氏本忠州	嫂李氏本金海						業職	備		
	住宅										前居地	號	
	共合	有借草	有己瓦	有己瓦	人口女四	現住男六	口寄女一	口寄男一					
	間	間	間	間	間	共合十二口	口	口	口	口	月日	移居	註明
	郡守 洪鍾厚												

図1 「端川郡新満面戸籍」の戸籍表例

(8) なお、この最初の戸口調査および戸籍作成は建陽元年末から翌2年にかけて進められており、全府牧郡の戸籍が建陽元年中に作成されたわけではない。たとえば平安南道順川郡では建陽2年2月に戸籍が作成されている(京都大学総合博物館蔵「平安南道順川郡戸籍帳冊」)。

載っていないが、ほかの戸籍表をみると妻も同様に年齢を記載していない。また、既婚女性の姓の記載方式は某氏という形をとり、未婚の娘は「女未嫁」と記される。こうした同居親属の書式はすべての戸籍表に共通している。下段には前居地・移居月日・寄口・雇傭・現存人口数・家宅の己有借有の別・瓦家草家の別・家宅間数といった項目が戸籍式様どおりに並ぶが、前居地・移居月日・雇傭の記載例はない。

本資料はこうした戸籍表を左右に1件ずつ印刷した用紙を袋綴にしており、未記入のものを除くと244件の戸籍表が収録されている。すべて新満面の戸籍表であり、新洞・龍川・貞洞・石隅・安時洞・嘉坪の六つの里にわたっている。他地域の新式戸籍末尾にしばしばみられる戸口の集計値(已上条)は記されていない。

本戸籍に登載された戸口数と1戸あたりの平均口数を里別に示すと表1となる。⁽⁹⁾この表で注意を引くのは、やはり戸数に対する口数の多さである。新満面244戸の口数は2,334口、1戸あたりの平均口数は9.6口に達する。里別にみても戸あたり口数は8.9口から10.3口までの分布で、いずれの里も高い値を示している。漢城府の現存戸籍の分析によると1896年の1戸あたり口数は5.0口、1903年が4.9口、1906年が5.5口であった。⁽¹⁰⁾また、1898年(光武6年)の仁川港外洞は4.7口、1900年(光武4年)の開城府南部都助里は3.7口、1905年(光武

表1 【端川郡新満面戸籍】所載戸口数

里名	戸数	口数			戸あたり口数
		男	女	計	
新洞	49	264	170	434	8.9
龍川	37	240	158	398	10.8
貞洞	34	169	153	322	9.5
石隅	43	208	177	385	9.0
安時洞	43	250	154	404	9.4
嘉坪	38	208	183	391	10.3
計	244	1,339	995	2,334	9.6

(9) 口数は戸籍表上の口数集計欄である「現住人口共合」の数値ではなく、戸主・同居親属・寄口の記載数を集計したものである。両者の値が一致しない例が若干数ある。

(10) 吉田光男前掲『近世ソウル都市社会研究』87ページ、表2。

(11) 吳星前掲『韓国近代商業都市研究』23ページ。

(12) 吳星前掲『韓国近代商業都市研究』71ページ。

9年)⁽¹³⁾の忠清南道泰安郡遠二面は3.3口であった。こうした例にくらべると『端川郡新満面戸籍』は1戸あたりの口数が非常に多いという特徴をもつ。

この点は端川郡新満面にかぎらず、咸鏡道地域(咸鏡南道・咸鏡北道)の新式戸籍に共通する傾向であった。表2は『独立新聞』が伝える建陽元年から翌年にかけての戸口調査により集計された漢城府・各道の戸口数と、それにもとづく1戸あたり平均口数を示したものである。全国平均が3.9口、多くの道が5口未満であるなか、咸鏡南道は6.5口、咸鏡北道は6.1口と顕著に多い。冒頭にふれた18世紀後半の『戸口総数』と類似した傾向を示すのである。

旧式戸籍同様、新式戸籍にも少なからぬ漏戸・漏口があることは知られているが、こうした端川郡新満面、および咸鏡南北道の戸あたり口数の多さはどう解釈すべきなのであろうか。以下、この問題を含め『端川郡新満面戸籍』の記載内容を子細に検討してみることにしよう。

表2 1897年漢城府・各道戸口数

府・道	戸数	口数	戸あたり口数
漢城府	45,350	219,815	4.8
京畿	167,232	644,230	3.9
忠清北道	72,313	269,702	3.7
忠清南道	114,793	386,927	3.4
全羅北道	97,815	340,122	3.5
全羅南道	104,918	366,090	3.5
慶尚北道	149,952	549,813	3.7
慶尚南道	126,972	461,032	3.6
黄海道	93,552	335,515	3.6
平安南道	96,406	367,241	3.8
平安北道	86,888	357,192	4.1
江原道	75,853	254,100	3.3
咸鏡南道	59,074	385,452	6.5
咸鏡北道	41,187	250,797	6.1
計	1,332,305	5,188,028	3.9

* 『独立新聞』光武元年12月16日付記事による。

(13) 山内民博前掲「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(1)」52ページ。

(14) 趙錫坤「光武年間외 戸政運營体系에 관한 小考」金鴻植ほか『大韓帝国의土地制度』民音社、1990年、165～174ページ。忠清南道泰安郡の例については、山内民博前掲「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(1)」50～52ページでふれている。

2 戸内人口の構成

前述したとおり、端川郡新満面では1戸あたりの平均口数が非常に多いのであるが、これを戸内口数の分布（戸内口数別戸数）からみると表3となる。最頻値は戸内に10口が記載されている戸で、7口から12口までが20戸以上存在する。10口以上の規模の戸が全体に占める比率は53.7%に達し、これはたとえば漢城府の8%強⁽¹⁵⁾をはるかに上回る。ただし、最大値は16口であり、20口を越えるような巨大戸は存在しないし、2口以下の戸もない。10口前後の規模の戸に集中しているのである。

こうした戸内に記載された者には、図1の例のように戸主、妻・子・婦・弟・嫂などの同居親属、そして寄口がいる。同居親属は戸口調査細則によれば戸内に「同居」している親属であ

り、親属であっても現住していなければ記載の対象とはならなかった。また、寄口とは同居親属に相当せず戸内に寄居・寄食する者である。なお、前述のとおり本戸籍に雇傭欄の記入例はない。以上の記載人口の内訳を整理したものが表4である。⁽¹⁶⁾

全2,334口中、戸主が244口でおよそ10.4%、同居親属を合計すると1,665口となり71.3%、寄口が428口で18.3%という構成である。1戸あたりの平均でみると、戸主は当然ながら1戸に1口であり、同居親属が6.8口、寄口が1.8口という数値になる。1戸あたり平均口数が3.3口であった忠清南道泰安郡遠二

表3 「端川郡新満面戸籍」
戸内口数の分布

戸内口数	戸数
2	0
3	2
4	6
5	14
6	13
7	20
8	30
9	28
10	35
11	33
12	28
13	17
14	14
15	1
16	3
計	244

(15) 吉田光男前掲「近世ソウル都市社会研究」101ページ。

(16) 戸口調査細則第3条。

(17) 戸口調査細則第4条。

(18) 表4の同居親属各項目は戸籍表の記載をもとに整理しているが、「婦」には戸主の直系男子の配偶者（子婦、孫婦）のほか、侄（甥）などの配偶者も含まれている可能性がある。「その他傍系親族」としたものは、具体的には従叔・従孫・五寸・八寸・族弟などである。

表4 【端川郡新満面戸籍】記載人口の内訳

		男	女	計	
戸主		244	0	244	
同居親属	妻	—	174	174	
	生父	1	—	1	
	母	—	41	41	
	祖母	—	3	3	
	子・女	227	22	249	
	孫・曾孫	46	0	46	
	婦	—	238	238	
	系母	—	1	1	
	兄弟姉妹	132	0	132	
	嫂	—	207	207	
	伯叔父・叔母	36	65	101	
	従兄弟	145	—	145	
	侄・侄女	112	3	110	
	其他傍系親族	145	58	208	
	率養女	—	2	2	
	率(異姓)	3	2	5	
	不明	2	0	2	
	寄口		246	182	428
	計		1,339	995	2,334

面の例では、同居親属が1.4口、寄口・雇傭が0.9口程度であったのにくらべると、同居親属が5倍近く、寄口・雇傭も2倍記載されていることになる。

このように『端川郡新満面戸籍』では同居親属が非常に多く、寄口の占める比重も小さくないのであるが、同居親属の中では、戸主の子女・孫とその配偶者(婦)のみならず、戸主の兄弟、侄(甥)、伯父・叔父、従兄弟やその配偶者など傍系の親族の多さがめだつ。前掲図1に示した新洞里第1統第1戸には、傍系の同居親属として戸主の弟4人とその妻(嫂)が載せられていたが、このように傍系親族が配偶者とともに記載されている例が頻出するのである⁽¹⁹⁾。これら傍系親族の口数は同居親属の中で50%を越えており、全体の口数を押し上げる大きな要因となっている。傍系親族を含む戸は全戸の82.8%、202戸に

(19) 傍系親族の多い例をあげると、嘉坪里第3統第8戸の張學林戸の場合、戸主張學林(30歳)のほか、妻、従兄2、従兄嫂2、従弟1、従弟嫂1、従侄1、従侄婦1、従叔1、叔母1、従侄1、従侄婦1の計14口が記載されている。

のほり、兄弟、従兄弟など戸主の傍系親族を含む戸のほうが一般的なのである。

つぎに寄口に関してみてみよう。前述のとおり寄口の1戸あたり平均記載数は1.8口であるが、戸内寄口数の分布（記載寄口数別の戸数）を示すと表5となる。寄口を載せていない戸は85戸(34.8%)にとどまり、残る159戸(65.2%)は1口以上の寄口が記載されている。寄口を記載している中では1口記載がもっとも戸数が多いが、5口以上を載せる戸も少なくなく、最多は12口に達する。男女別口数のみを記入する寄口記載の信頼性には疑問がなくもないが、端川郡新満面の1戸あたり口数の多さに寄口が寄与していることは間違いない。

表4にもどって男女比の観点からみると、総計で男1,339口、女995口であり、女を100としたとき男は135となる。244名の戸主は全員男性であり、女性（寡婦）戸主は一例もない。戸主の子女、孫など直系子孫も圧倒的に男性が多く、女性はわずかである。既婚の女性が親と同居しないことが影響しているにせよ、これだけの性比からみて戸籍に登録されていない女性がいると判断すべきであろう。

戸籍に登録されていない漏口の存在は年齢分布からも推測される。年齢が記載されている男口について5歳ごとの区分で年齢階級別口数を示したグラフが図2である。30歳代後半から50歳が多く、15歳以下の弱年層は明らかに少ない。大きく弱・壮・老別にみると、弱年層（1～15歳）が6.7%、壮年層（16～60歳）が80.2%、老年層（61歳以上）が13.1%となる。弱年層を戸籍に記載しない傾向があることは明瞭であろう。こうした傾向はたとえば忠清南道泰安郡とも一致する。⁽²⁰⁾

以上のように、戸内の男女比、年齢分布からみると、『端川郡新満面戸籍』の戸口把握は必ずしも徹底していたわけではなく、女性や弱年層にはむしろ漏

表5 【端川郡新満面戸籍】
戸内寄口数の分布

戸内寄口数	戸数
0	85
1	80
2	28
3	9
4	14
5	4
6	7
7	6
8	4
9	1
10	3
11	2
12	1
計	244

(20) 山内民博前掲「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(1)」52ページ。

口が予想される。それにもかかわらず、非常に高い1戸あたり平均口数を示すのは、おもに傍系親族と寄口の多さが影響していたといえる。

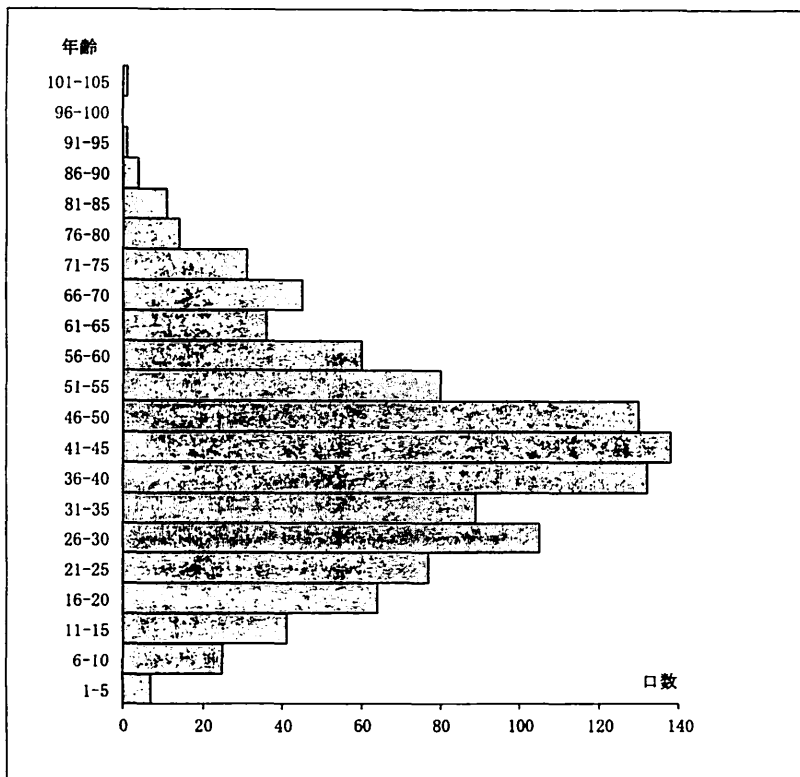


図2 『端川郡新満面戸籍』男口の年齢分布

3 戸主と家宅

つぎに、戸主と家宅に関する情報を整理しておこう。

戸主244名は全員男性で、女性戸主の例はない。戸主については前述のとおり姓名・年齢・本貫・職業・四祖が記入されているが、職業欄の記載について里単位に整理すると表6となる。

職業としてみえるのは儒・農・仕・司果の4種で、このうち儒が119名

表6 「端川郡新滿面戸籍」戸主職業別口数（里別）

里名	職業					計
	儒	農	仕	司果	無記載	
新洞	27	20	2	0	0	49
龍川	1	35	1	0	0	37
貞洞	27	1	2	3	1	34
石隅	40	1	2	0	0	43
安時洞	0	42	0	0	1	43
嘉坪	24	13	0	0	1	38
計	119	112	7	3	3	244

(48.8%)、農が114名(46.7%)と両者でほとんどを占める。「儒」という職業表記は他地域にもみられるが、職業というよりも身分的な色彩が強く、旧式戸籍の職役「幼学」との関連が予想される⁽²¹⁾。「仕」は何らか中央ないし地方の官職・吏職にある者なのであろうか。あるいは「士」に通じるのかもしれない。「司果」は甲午改革以前の武官職であるが、実職ではない。何らかの経緯で受職したことがあったのであろう。この表を里ごとにみると、儒がまれてほとんどが農である龍川里・安時洞里、逆にほとんどが儒である貞洞里・石隅里、儒と農がどちらも一定の比重を占める新洞里・嘉坪里というように里によって傾向が異なっている。

この職業と戸主の姓貫(姓と本貫)との関係をみたものが表7である。戸主の姓貫は39種あるが、人数上位の5姓貫(全州李氏・全州崔氏・善山金氏・清州韓氏・密陽朴氏)で全体の半数をこえる。なかでも数の多い全州李氏と全州崔氏は職業を儒とする者が多く、全州李氏の66.7%、全州崔氏の76.5%が儒である。

ただし、戸主の職業が儒である戸(儒戸)と農である戸(農戸)との間に書式上、あるいは記載内容上の明瞭な差はなく、儒と農との間に何らかの社会的な地位の差が存在したのか、戸籍から判断することはむずかしい⁽²²⁾。

(21) たとえば光武4年の開城府戸籍にも「儒」が登場する(吳星前掲『韓国近代商業都市研究』142ページ)。このほか「儒」と類似した職業に「儒学」、「学」、「士」、「幼学」などが各地の新式戸籍にみられる。

(22) ちなみに職業と戸内口数の関係のみをみると、儒戸の1戸あたり平均口数は9.9口、寄口数は2.0口であるのに対し、農戸の平均口数は9.5口、寄口数は1.5口となる。若干儒戸の規模のほうが大きいのが、明確な差異とはいえないであろう。

表7 「端川郡新滿面戶籍」 戶主職業別口数 (姓實別)

本貫	姓	職 業					計
		儒	農	仕	司果	無記載	
全州	李	23	10	0	2	0	35
全州	崔	26	7	1	0	0	34
善山	金	11	10	2	1	0	24
清州	韓	5	14	0	0	0	19
密陽	朴	7	11	0	0	1	19
金海	金	3	12	1	0	1	17
青海	李	9	5	1	0	0	15
坡州	廉	7	7	0	0	0	14
坡平	尹	0	6	0	0	0	6
青松	沈	2	4	0	0	0	6
慶州	崔	2	3	0	0	0	5
平山	申	1	4	0	0	0	5
丹陽	張	2	2	0	0	0	4
南原	梁	4	0	0	0	0	4
陽川	許	3	0	0	0	0	3
慶州	李	2	0	1	0	0	3
晉州	姜	2	0	0	0	0	2
旌善	金	0	1	0	0	1	2
海州	吳	0	2	0	0	0	2
濟州	高	1	1	0	0	0	2
平海	黃	2	0	0	0	0	2
江陵	崔	2	0	0	0	0	2
寧越	辛	0	2	0	0	0	2
青松	李	0	2	0	0	0	2
順興	安	0	1	0	0	0	1
安東	金	0	0	1	0	0	1
江陵	金	0	1	0	0	0	1
晉州	金	0	1	0	0	0	1
清風	金	0	1	0	0	0	1
平康	蔡	1	0	0	0	0	1
全州	朱	1	0	0	0	0	1
譔陽	千	0	1	0	0	0	1
忠州	趙	0	1	0	0	0	1
新昌	孟	1	0	0	0	0	1
韓山	李	0	1	0	0	0	1
広州	李	1	0	0	0	0	1
忠州	林	1	0	0	0	0	1
江陵	劉	0	1	0	0	0	1
濟州	梁	0	1	0	0	0	1
計		119	112	7	3	3	244

新式戸籍になって新たに記載されるようになったのが家宅に関する情報であり、己有・借有、瓦家・草家に区分して家屋規模を示す間数が記されている。家宅間数別戸数を瓦家・草家別にまとめたものが表8である。まず戸数の合計を瓦草別にみると瓦家が117戸、草家が126戸⁽²³⁾とほぼ等しく、瓦家率が非常に高い。また、間数の平均は3.7間であるが、瓦家のみでは平均4.3間と瓦家のほうが規模が大きい。ただし、もっとも間数の多い家にしても6間にすぎず、1人あたり平均間数は0.4間と低めの数値となる⁽²⁴⁾。戸内口数の多さにくらべ、家宅の規模はさほど大きくないのである。なお、己有と借有については草家で4戸借有があるが、ほかはすべて己有である。

家宅と職業との関係を確認しておく、平均間数は儒戸が3.8間、農戸が3.7間で差はない。瓦家率は儒戸が58.8%、農戸が38.4%と儒戸が高いが、農戸にしても瓦家が珍しいわけではない。やはり、儒戸と農戸の間に明瞭な違いはないというべきであろう。

4 戸籍上の戸の性格

以上みてきたように『端川郡新満面戸籍』には戸主夫婦や戸主の男子とその配偶者以外に、戸主の兄弟、伯父・叔父、従兄弟、侄子などの傍系親族が配偶

表8 【端川郡新満面戸籍】
家宅間数の分布（戸数）

間数	瓦家	草家	計
2	0	17	17
3	21	63	84
4	43	43	86
5	52	3	55
6	1	0	1
計	117	126	243

*間数未記載1戸を除く。

(23) 間数で見ると新満面全911間のうち瓦家の間数は501間で、百分率は55.0%となる。この数値は首都漢城府の61.6%に匹敵する高さである（吉田光男前掲『近世ソウル都市社会研究』129ページ）。地方の例では仁川港外洞が6.8%（呉星前掲『韓国近代商業都市研究』26ページ）、開城府が12.9%（呉星前掲『韓国近代商業都市研究』88ページ）、『忠清南道泰安郡遠二面戸籍』の場合は瓦家はいっさい記載されておらず、泰安郡全体でも間数合計9,088間のうち瓦家の間数は18間にとどまる（『忠清南道泰安郡各面里乙巳式戸籍統表』）。

(24) 漢城府の1人あたり間数は2.3間（吉田光男前掲『近世ソウル都市社会研究』125ページ）、仁川港外洞2.0間（呉星前掲『韓国近代商業都市研究』29ページ）、開城府1.9間（呉星前掲『韓国近代商業都市研究』95ページ）、泰安郡遠二面1.0間（『忠清南道泰安郡遠二面戸籍表』）と、いずれも端川よりも高い数値を示す。

者とともに記載されている戸が多く、父系の拡大家族の様相を示す。そこに平均1.8口の寄口が寄住するというのが、『端川郡新満面戸籍』が把握する戸の典型的な姿である。

そこで問題となるのは、このような「戸」の性格である。戸口調査規則・戸口調査細則が想定している戸とは、「家宅」に「同居」する集団であるといつてよい。戸籍表に「家宅」の記載欄があり、また、戸籍に登載された各戸は地名・統戸番号や戸主の姓名・職業を記した「戸牌」を門首に掲げる規定となっていること⁽²⁵⁾からみて、規定上の戸は特定の「家宅」に対応するものであった⁽²⁶⁾。そして、戸籍表の「同居親属」という表現が端的に示すように、その戸は同居する戸主・親属・寄口・雇傭からなるとされたのである。

しかしながら、『端川郡新満面戸籍』の戸内口数の多さと構成の複雑さ、家宅規模（間数）をみると、「家宅」に「同居」するといつても一つの家屋に傍系親族・寄口を含む集団が実際に同居していたとはかぎらない。そういう事例もありうるが、あるいは同一ないし隣接する敷地の複数の家屋に分居する、親族関係などで結ばれた複数の世帯を一つの戸とみなしている可能性も考えるべきであろう。たとえば、婚姻後の兄弟が戸主戸に付属、あるいは隣接する家屋に居住するといった例である。端川郡における居住慣行、家屋構造などについて判断する材料に欠けるのであくまで推測にとどまるが、他地域の新式戸籍とは戸として把握する対象が異なっていた可能性は小さくない。

ここで想起されるのが挟戸・挟人である。

挟戸・挟人とは広くは「他人の家屋やそれに附属する建物⁽²⁷⁾に寄居する人口・世帯」、「住居を他人の家屋に依存している戸口」であり、朝鮮初期から記録に登場する。戸籍事目にも戸籍と別途に挟戸成冊の作成を指示しているものがあり、挟戸は戸籍行政上の概念でもあった。ただし、旧式戸籍に挟戸・挟人と明示されている例はまれで、一般的に挟戸・挟人が戸籍に登載されたか否かなど

(25) 「戸口調査細則」第16条。

(26) この点、『漢城府戸籍』に即して吉田光男が新式戸籍における家屋と居住者の関係について詳述している（吉田光男掲『近世ソウル都市社会研究』99～100ページ）。

(27) 韓榮國「朝鮮後期の 挟人・挟戸—彦陽縣 戸籍大帳의 挟戸口量 中心으로—」（『千寛宇先生還曆紀念韓國史學論叢』正音文化社、1985年）666、696ページ。

その性格をめぐっては意見はわかれる。⁽²⁹⁾ここではその議論に深く立ち入らないが、1898年（光武2年）、全羅南道の玉果郡守が度支衙門へ送った報告に、玉果郡の「原籍戸」は1,037戸、「狭戸」は800余戸であり、「原狭戸あわせて二千戸未満の邑」であるという記述がみえる。「原籍戸」は戸籍登載戸を意味すると考えられ、「狭戸」は狭戸のことである。すなわち、玉果郡には狭戸として把握され、戸籍に登載されていない戸が800余戸あったということになる。⁽³¹⁾狭戸・狭人は主戸（狭戸・狭人が寄住する戸）の親族であることが少なくないという指摘を勘案するとき、⁽³²⁾この狭戸・狭人に相当する戸口を『端川郡新満面戸籍』では独立戸として扱わず、寄住する戸の同居親属などとして登載していたという推定も可能であろう。

さて、18世紀以降、20世紀初にかけての端川郡および新満面の各種戸口統計

(28) たとえば『戸籍所謄録』所収「戊子式帳籍事目」（東京大学韓国朝鮮文化研究室蔵、1887年）には「今この成籍にあたって狭戸の類は某家狭戸として別件成冊した後、その戸口末端に必らず主戸と洞任が着名し、証拠とすること（今此成籍当時、狭戸之類、某家狭戸是如、別件成冊後、其戸口末端良中必須主戸与洞任着名、以爲憑考之地）」とある。

(29) 朝鮮後期の狭戸をめぐるとしては前掲註(27)の韓榮國論文のほか、李榮薫『朝鮮後期社会経済史』（한길사、1988年）第4章～第6章、林學成「朝鮮後期漢城府民の戸口文書에 보이는 狭戸의 性格」（『朝鮮史研究』7、1998年）、鄭震英「朝鮮後期 戸籍「戸」의 새로운 理解와 展望」（『大東文化研究』42、2003年）、李榮薫「朝鮮時代の 主戸—狭戸關係再論」（『古文書研究』25、2004年）などがある。

(30) 「光武二年六月四日郡守李教承報……戸弊について述べれば、（玉果郡は）原籍戸が1,037戸、狭戸が800余戸に過ぎず、そのため戸布銭は更張以前には邑在軍兵身布代銭所納として3,203両6匁を逐年納めておりました。乙未（1895年）春に湖南各郡の執戸（戸布銭負担戸数）はみな軍兵身布銭数によって算出して現在まで施行し、これを常定例として上納しております。ところが独り本郡は原狭戸あわせて2千戸未満の邑であるのに執戸（戸布銭負担戸数）が3,017戸となっているのはどういふ事情なのでしょう。……」『光武二年六月四日（玉果）郡守李教承報』『公文編案』第44冊（ソウル大学校奎章閣韓國学研究院蔵）。

(31) ただし、1895年頃の編になる「玉果邑誌」では戸総は1,050戸と前註(30)所引史料の原戸数と近似するが、人口は6,935口で1戸あたり口数は6.6口と高い値を示す。狭戸という把握は存在しつつ、狭戸内の人口については主戸（狭戸寄住戸）の口数に含めていた可能性が考えられる（『湖南邑誌』[奎章閣18冊本]所収「玉果邑誌」、影印：『邑誌五 全羅道②』亜細亜文化社、1983年）。

(32) 韓榮國前掲「朝鮮後期の 狭人・狭戸」692ページ、林學成前掲「朝鮮後期 漢城府民の 戸口文書에 보이는 ‘狭戸’의 性格」134～137ページ。

を整理してみると表9、表10となる。⁽³³⁾ 18世紀後半の【戸口総数】で4,720戸であった端川郡の戸数は19世紀後半には若干減少して4,500戸程度で推移する。建陽元年（1896年）戸籍での端川郡全体の戸数は不明であるが、咸鏡南道から内部への報告から判明する光武4年（1900年）の端川郡戸数は4,518戸と、19世紀後半期と変わりがない。口数はこの間36,000から37,000程度であり、1戸あたり平均口数は7.6口から8.1口と継続して高い値を示している。⁽³⁴⁾ 新満面単独（表10）でみてもほぼ同様で、18世紀から戸あたり口数はかなり多い。戸内に

表9 端川郡戸口数統計の推移

史料名	戸口年度	戸数	口数	戸あたり口数
輿地図書	1759	3,900	29,674	7.6
戸口総数	1789	4,720	36,000	7.6
北関邑誌	1872	4,518	36,234	8.0
関北邑誌	1894	4,593	37,167	8.1
光武4年戸口調査	1900	4,518	—	—
民籍統計表	1910	15,573	85,230	5.5

*輿地図書：端川府、坊里条

*戸口総数：端川

*北関邑誌：「咸鏡南道端川府邑誌」里社条

*関北邑誌：「咸鏡南道端川府邑誌」里社条

*光武4年戸口調査：「外各府郡公牒摘要 坤」咸鏡南道
光武四年九月二十四日、報告八十号

*民籍統計表：咸鏡南道端川郡

表10 端川郡新満面戸口数統計の推移

史料名	戸口年度	戸数	口数	戸あたり口数
輿地図書	1759	229	1,573	6.9
戸口総数	1789	225	1,493	6.6
端川郡新満面戸籍	1896	244	2,334	9.6
民籍統計表	1910	1,163	6,701	5.8

*輿地図書：端川府、坊里条新新社

*戸口総数：端川、新満社

*民籍統計表：咸鏡南道端川郡新満面

(33) 表9、表10で利用した史料中、「北関邑誌」、「関北邑誌」はいずれもソウル大学校奎章閣韓国学研究所蔵本である（影印：「邑誌十三 咸鏡道」亜細亜文化社、1986年）。

(34) 冒頭にふれたように【戸口総数】の全国平均の1戸あたり口数は4.3口である。

多くの人口を登載する傾向は、端川郡においても以前からの慣行であったといえる。

ところが警察力を動員して調査がおこなわれた『民籍統計表』(1910年)になると端川郡の戸数は約15,000戸、口数は約85,000口にまで増えている⁽³⁵⁾。一方、1戸あたりの平均口数は『民籍統計表』では5.5口と低下している。新満面だけとりあげても、『端川郡新満面戸籍』にくらべ『民籍統計表』では戸数は約5倍、口数は約3倍となり、1戸あたり平均口数は9.6口から5.8口へと減っている。この減少は口数よりも戸数の伸びのほうが大きかったため、1戸あたりの口数は全国平均に近づいている。ここまでの検討からすると、この急激な戸数増加と戸内平均口数の減少の背景に、それまで戸内に含まれていた傍系親族や寄口が独立戸として析出されるということもあったと考えられる。

おわりに

以上の検討結果を整理するなら、『端川郡新満面戸籍』の大きな特徴は1戸あたりの平均口数が9.6口という、戸数に対しての口数の多さであった。ただし、それは戸籍による把握が徹底していたからというわけでは必ずしもなく、女性や弱年層には相当の漏口が予想された。それにもかかわらず戸内口数が多かったのは、おもに傍系親族と寄口の記載によるものであった。

とくに多数の傍系親族の登載は、これまで検討がおこなわれてきた他地域の新式戸籍上の戸とは相当に異なっている点であり、戸として把握する対象が違っていた可能性が考えられる。居住慣行、家屋構造などとあわせて検証が求められる。

くわえて戸主の職業として儒が多く、瓦家の比率も高いという特徴も指摘できる。儒という職業や瓦家は一般的には社会的上層のシンボリックな意味をもつが、本戸籍上では瓦家は儒戸にかぎらず農戸にも広くみられ、儒戸と農戸とは

(35) 内部警務局編刊、1910年。『民籍統計表』は隆熙3年(1909年)から同4年、警察・憲兵を動員しておこなわれた民籍実査の結果を内部警務局でまとめたものである。ただし、民籍実査および『民籍統計表』における戸は原則として戸主とその親族からなり、寄口・雇傭を含む新式戸籍の戸とは性格が異なる。

(36) 『民籍統計表』での全国平均の1戸あたり口数は4.7口となる。

戸内口数・寄口数・家宅規模などにおいても明瞭な差は確認できない。はたしてこうした儒や瓦家といった記載がどの程度社会的な実相と対応するのか、戸籍以外の史料を含めさらなる検討が必要であろう。⁽³⁷⁾

(37) 本稿は科学研究費補助金の助成を受けた「朝鮮新式戸籍に関する史科学的研究」(基盤研究C・20520613・研究代表者：山内民博)、及び「『日韓相互認識』研究の深化のために」(基盤研究A・18202019・研究代表者：吉田裕)の成果の一部である。